

令和3年6月定例会 総務委員会（付託）

令和3年6月30日（水）

〔委員会の概要 未来創生文化部関係〕

井下委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時10分）

これより、未来創生文化部関係の審査を行います。

未来創生文化部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 国史跡「阿波遍路道」の追加指定について（資料1）
- 東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプについて（資料2）

上田未来創生文化部長

それでは、この際、2点御報告させていただきます。

お手元にお配りの資料1を御覧ください。

国史跡「阿波遍路道」の追加指定についてでございます。

国の文化審議会は、去る6月18日、阿南市の平等寺道及び平等寺境内を国史跡阿波遍路道に追加指定するよう文部科学大臣に答申しました。その結果、平等寺道、平等寺境内はいずれも近世以来の歴史的景観が良好に保たれ、遍路文化が息づいていることから、国史跡として追加指定されることとなりましたので御報告させていただきます。

次に、資料2を御覧ください。

東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプについてでございます。

この度、事前キャンプを予定しているネパール及びジョージアについて変更がありました。

ネパールにつきましては、アーチェリーがオリンピックでの出場権を獲得できなかったため、水泳の選手団のみが事前キャンプを実施することとなりました。

ジョージアにつきましては、予定していた5競技のうち、パワーリフティング及び射撃の選手は直前まで国にとどまり、直接、選手村に入りたいとの申出がありました。

県といたしましては、相手国の選手の皆様がベストな状態で大会に臨むことが重要と考えており、今回の決定を尊重するとともに、引き続き、感染防止対策を十分に講じた上で、安全・安心な事前キャンプの受入れを進めてまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

井下委員長

以上で、報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

原委員

先日来、とくしま記念オーケストラ事業に関し様々な情報があり……

井下委員長

ちょっと小休します。（11時12分）

井下委員長

再開します。（11時13分）

原委員

では、気を付けて質問させていただきます。

本会議においても議論がなされたところではありますが、これまでもとくしま記念オーケストラ事業については、総務委員会、本会議をはじめ県議会において議論が重ねられてきたところがあります。その責務を引き続き果たすため、本日の付託委員会において改めて確認していきたいと思えます。

まず、最初に改めてとくしま記念オーケストラ事業の概要を説明していただけますか。

内海文化・未来創造課長

とくしま記念オーケストラ事業についての御質問でございます。

とくしま記念オーケストラ事業につきましては、全国初2度目の国民文化祭の開催に際し、徳島ならではの取組といたしまして、プロのオーケストラを常設ではなく演奏会の度に徳島にはせ参じていただく形態をとりまして、地方でもレベルの高い演奏が聴ける徳島方式に挑戦したところでございます。

こうした経緯で編成されたとくしま記念オーケストラは、第27回国民文化祭・とくしま2012の成功に大きく貢献いたしますとともに、クラシック音楽を身近に感じることができる入門コンサート、ニューイヤーコンサートの開催、また地域での演奏指導やミニコンサートを行うアウトリーチ事業、徳島音楽コンクールのグランプリ受賞者との共演機会の提供など、本県における音楽文化の裾野を広げ、音楽文化の向上に大きく貢献できたところでございます。

しかし、音楽プロダクションによる事案発生後、県民の代表である県議会の皆様には平成29年6月以降、2年近くにわたり様々な角度から御論議いただきまして、県においては不明な点については可能な限りの調査を行い、その都度御報告いたしますとともに、見直すべき点については直ちに直視すといった形で最大限の対応を図り、現在、県民主役に重心を置いた文化振興施策を展開しているところでございます。

原委員

長年にわたる取組が事案発生後に大きく見直されたとのことですが、当初どのような体制で記念オケ事業を実施してきたのでしょうか。

内海文化・未来創造課長

どのような体制であったかという御質問でございます。

とくしま記念オーケストラ事業につきましては、様々な文化行事を実施するとともに、関係団体、民間事業者等のネットワークを有し、音楽事業実施に関する技術、ノウハウのある公益財団法人徳島県文化振興財団に音楽事業の運営をお願いしてきたところでございます。

また、常設の楽団ではなく演奏会の開催ごとに演奏家を集めて開催するスタイルとし、事務局的功能につきましては、こちらも徳島県文化振興財団が担って事業を実施してきたところでございます。

原委員

常設ではないオーケストラの事務局的功能を徳島県文化振興財団が担って事業を実施してきたとの説明ですが、実際の業務はどのような流れで進められてきたのでしょうか。

内海文化・未来創造課長

業務の流れについての御質問でございます。

とくしま記念オーケストラ事業の実施につきましては、まず平成28年度までは徳島県文化振興財団が、県からの委託のほか様々な助成金等を活用して演奏会を開催しておりまして、具体的な手続としましては、財団が演奏会開催に向けた総合調整を果たしつつ、会場設営や舞台管理を元請事業者へ委託しまして、その元請事業者から演奏家の手配や管理、演奏料の支払などを音楽プロダクションに委託していたところでございます。

平成29年度には、事案を契機に県議会で頂いた様々な御意見を踏まえまして、業務の流れを見直し、楽団員の手配や演奏料の支払等について、県としての自主性を発揮しまして県及び財団で業務を執行する体制とするとともに、東京でのリハーサル等東京の業者にしかできない業務についても支出の透明性を図るため、徳島県文化振興財団から直接発注する体制へと変更したところでございます。

原委員

徳島県文化振興財団の事業の流れや平成29年度に業務を見直したことは分かりました。

当時、この事業を進めるに当たって、事務局的功能を担う徳島県文化振興財団に対し、県から指示をすることはなかったのですか。

内海文化・未来創造課長

事務局的功能についての御質問でございます。

徳島県文化振興財団が担う事務局的功能につきましては、音楽文化の機運醸成を図り、楽団や演奏会の事前調整を行うために関係団体や民間事業者とのネットワークを有し、総合調整や音楽事業の実施に関するノウハウのある財団の判断に基づき、財団の事業として進められておりました。

当時、県から職員を派遣しておりましたが、飽くまでも一スタッフとして業務に携わっ

ていたものでございます。

#### 原委員

財団の判断で財団の事業としてとのことですが、県職員がいたのなら、実際その県の職員が事業の事務を全部行っていたとは考えられませんか。

#### 内海文化・未来創造課長

とくしま記念オーケストラ事業に関する演奏会につきましては、演奏会開催のノウハウを有する徳島県文化振興財団が主体となって実施してきたものでございます。

県としましても、県施策と密接に関連する業務を行うということから、演奏会開催に向けた事務を県からの派遣職員を含む財団の職員と連携して行ったことはございますが、県職員が主体的に事業を行ったものではございません。

#### 原委員

話を聞いて、とくしま記念オーケストラ事業の体制や業務の流れ、また徳島県文化振興財団が事業の運営と事務局的功能を担っていたことが確認できました。

答弁にもありましたが、県においては可能な限りの調査を行い、見直すべきことは見直し、県民が主役となる文化振興を行っているということであり、今後なお一層、県民目線でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。頑張ってください。

#### 喜多委員

原委員さんが今、とくしま記念オーケストラ事業について質問しましたけれども、更に詳しくお聞かせいただきたい部分がありますので、質問をいたします。

とくしま記念オーケストラは、全国でも余り例のない常設ではないオーケストラということで、それを進めるに当たって、演奏会の経費や見積りについて、県や財団の職員が関わり、正式な手続もせず多大な積算をしていたという事実はありませんか。

#### 内海文化・未来創造課長

演奏会につきましては、県文化振興財団が主体となりまして県からの委託を含む様々な助成金等を活用して開催してきたものでございまして、財団につきましては演奏会開催に向けた総合調整を果たしつつ、会場設営や舞台管理を元請事業者に委託し、元請事業者からは演奏家の手配や管理、演奏料の支払などを音楽プロダクションに委託していたものでございます。

演奏会の開催経費につきましては、県や財団で予算を積算する段階において過去の同規模の演奏会の事例や実績を参考に計上してきたところでありまして、財団の予算、決算については文化団体の代表者や学識経験者、報道機関の皆様で構成する理事会において審議され、異論なく承認を得たと伺っております。

このようなことから、これまでも御答弁させていただき財団も取材に答えてきたとおりでございますが、過大な積算をしていたという事実は全くございません。

喜多委員

演奏会全体の経費としては多大な積算ではなかったとの御答弁を頂きましたが、中には演奏家の出演料も含まれていたと思います。

出演者の経費が水増しされるようなことがなかったか、お尋ねをいたします。

内海文化・未来創造課長

物品購入や業務の受託に当たりまして経費に上乗せをしない、つまり原価のまま販売しましたら、当然利益がなくなるものでございまして、事業としては成り立たないため、経費に対して一定の額や率を上乗せするのは通常の手法であるというふうに認識しているところでございます。

一般的に、無料奉仕でもない限り、事業者として利益となる金額相当をそれぞれの経費の上に算入しているものというふうに考えてございます。

また、利益につきましては事業者が主体的に決定するものであり、事業の種別、内容、社会情勢等、様々な状況によって差異が生じるというふうに考えております。

県や財団においては演奏会の開催経費に係る予算を積算する段階において、過去の同規模の演奏会の事例や実績を参考に計上し、更に演奏会実施後に他県との比較等を行った結果、特に大きな差異があるような金額ではなく妥当な金額であったというふうに認識しております。

喜多委員

事業者である以上は、経費に利益を計上するというのは普通のことだと思います。

では、更に確認として、財団や県の職員が事業者に代わって文書を作成するなど特別な便宜を図ることはありませんでしたか。

内海文化・未来創造課長

喜多委員の質問にお答えいたします。

とくしま記念オーケストラにつきましては、プロのオーケストラを常設ではなく演奏会の度に徳島にはせ参じてもらう形態をとりまして、地方でもレベルの高い演奏が聴ける、徳島ならではの新たな方式に挑戦したものでございます。

このような挑戦的事業の実現に向けましては、柔軟性や機動性が必要になるなど、従来の手法では対応が困難なことも想定されまして、常設ではない事務局的功能を徳島県文化振興財団に置き、県と連携をとりながら、それぞれの強みを生かし工夫を凝らして取り組んでまいりました。

県としましては事業発注に係るノウハウなどの知見を提供し、適切に事業を実施してきたところではございますが、事務局的功能を担う財団においては業務を円滑に進めるに当たって、一般業務としての事業者への技術的支援や助言などは適切に行ってきたものと認識しております。

喜多委員

仮に事務手続上の技術的支援だったとしても、余りに頻繁に行うことがあれば問題にな

らないのかちょっと疑問に思いますけれども、実際はどのようなやり取りがあったのでしょうか。

内海文化・未来創造課長

技術的支援についての御質問でございます。

徳島県文化振興財団においては、業務を行う上で公益法人におけるサービスの一環として、また業務効率の観点からも、県民や事業者からの問合せに対しまして適切に技術的支援や助言を行っているところでございます。

基本的に、これらの支援や助言につきましては、問合せがあれば丁寧に対応しているところでございまして、回数の多寡については承知してございませんが、内容については適切に行っているというふうに聞いております。

喜多委員

事業者とのやり取りについても適切に行われていたと説明がありました。

ただし、そうであれば民間同士の契約であるというこれまでの県の説明と矛盾があるようにも思いますが、そのことについてどのような考えがあるかお聞かせください。

内海文化・未来創造課長

民間同士の契約についての御質問でございます。

いわゆる民間事業者間の契約行為に関与したという事実はないというふうに聞いております。

とくしま記念オーケストラ事業につきましては、徳島県文化振興財団に運営をお願いするとともに、事務局的功能につきましても徳島県文化振興財団に担っていただき事業を実施してきました。

事案発生後、不明な点につきましては可能な限りの調査を行い、その都度御報告いたしますとともに、見直すべき点については直ちに直すといたった形で最大限の対応を図ってきたところであります。

民間事業者からの相談については、技術的支援や助言については公益法人におけるサービスの一環としてはもとより、業務効率の観点からも適切に対応しているというふうに伺っております。事業としては適正に執行してきたものというふうに認識しているところでございます。

喜多委員

契約行為に関与していないということと、事業を適正に執行してきたとお答えいただいたところであります。

再びこの事案が議論されることになり、県として改めての調査は行いましたでしょうか。

内海文化・未来創造課長

とくしま記念オーケストラ事業につきましては、徳島県文化振興財団に運営をお願いす

るとともに、事務局的功能につきましても文化振興財団が担い、事業を実施してきたところでございます。

音楽プロダクションによる事案発生後、平成29年6月から2年近くにわたり不明な点については可能な限りの調査を行い、その都度御報告させていただきますとともに、見直すべき点については直ちに見直すといった形で、最大限の対応を図ってきたところでございます。

なお、念のために財団に確認いたしましたところ、民間事業者間の契約行為に関与するような指示を受けたこともしたこともない、財団職員が関わることはないとの返事を得たところであります。

#### 喜多委員

県議会としては平成29年6月の定例会以来、とくしま記念オーケストラ事業について厳しく追及し、徹底した調査と報告を求めてまいりました。

さらに、事業の改革を提言し、県民を主役とした新たな事業の展開や県の外部に設置した基金を廃止した上での透明性の高い条例設置の基金への見直し、徳島県文化振興財団の事務改善を実現したところであります。

この度、議論になったことは誠に残念なことでありますが、本会議、当委員会での説明を受けるとともに、最後には民間事業者間の契約行為に関与していたことはないと明確に答弁を頂いたことで理解することができました。

県においては今後とも、見直ししてきた方向性を誤ることなく、県民の信頼を回復できるよう県民の目線に立ち、県民が主役となった文化振興に取り組んでいただきたいと思います。

#### 東条委員

同じく記念オケの問題なんですけれども、私は本会議で質問させていただきました。

今、二人からも御意見がありましたけれども、当時の訴訟資料について県側のお答えとしては、弁護士に相談した見解として、閲覧制限の3年を超えて公開するということは、明らかに法の趣旨に反するというふうに答弁を頂いたんですけれども、刑事訴訟法第53条には、何人も被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができるとなっております。刑事確定訴訟記録法第4条には、保管記録に係る被害事件が終結した後3年が経過したとしても、正当な理由があると認められた者からの閲覧があった場合、それはその限りではないということになっています。法の趣旨に反する行為なのかどうかをお伺いしたいと思います。

#### 内海文化・未来創造課長

刑事確定訴訟記録についての御質問でございます。

刑事確定訴訟記録につきましては、刑事被告事件に係る訴訟の記録でございます。訴訟の終結後は、検察庁の検察官が保管するものとされております。刑事確定訴訟記録の取扱いにつきましては、刑事訴訟法第53条において、何人も被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができるものとされるものの、そもそも記録の保管や閲覧等の手続を定める刑事

確定記録訴訟記録法第4条によりまして、保管記録に係る被告事件が終結した後3年を経過したとき、また、保管記録を閲覧させることが関係人の名誉又は生活に平穩を著しく害することとなると認めるときなどの場合は閲覧させないものとされております。

さらに、刑事確定訴訟記録法第6条によりまして、閲覧者に課せられる義務として、閲覧により知り得た事項をみだりに用いて、関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならないとされているところでございます。

委員のお話しの5年につきましては、刑事確定訴訟記録法第2条第2項にある、記録そのものの保管期間のことでないかと思料するところでございますが、県としても適正に対応するため法務相談を行ったところ、閲覧期限である事件終結後3年を超えて公開するという行為は、たとえ黒塗りされていたとしても、明らかに法の趣旨に反する、また、検察庁に照会したところ、検察庁に申請があった目的以外の使用は認めていないとの見解を頂いたところでございます。

#### 東条委員

検察庁も使用目的外ということであれば、改めて使用目的を明らかにして請求するということはできますね。それはいかがですか。使用目的をきちんと明記してということであれば、大丈夫なんですか。

#### 内海文化・未来創造課長

刑事確定訴訟記録法第4条第2項におきましては、記録の閲覧期限である事件終結後3年を超えた場合でも、ただし書におきまして、閲覧につき正当な理由があると認められるものから閲覧の請求があった場合にはこの限りではないとされております。

これにつきましても検察庁に照会いたしましたところ、事件終結後3年を経過した記録の閲覧該当者は例外もあり得るが、原則は認められないとの見解を頂いております。なお、この例外につきましては、非常に限定的と認識しておりまして、検察庁からは申請次第なので、例外については申し上げられないというふうに御返答いただいております。

#### 東条委員

多分、その方の名誉を傷付けるようなというのが入っているのだろうというふうに思うんですけども、目的をきちんと表明すれば、多分文面は頂けるんだろうと思うんです。

それと、職員が関与していたのかどうかということで、先ほどから支援とか助言はできるというふうにおっしゃっていたんですが、技術的助言というのはどういうことなのか、ちょっと教えていただきたいんです。

#### 内海文化・未来創造課長

技術的支援、助言についての御質問でございます。

文化振興財団におきましては、業務を行う上で、文化団体や事業者から申請書、報告書、見積書、請求書など様々な書類を提出いただいているところでございます。

一般的にこれら資料につきましては、作成の段階で数多くの問合せを頂くことがございまして、例えば、書類の書き方でありまして、記載方法に間違いがないか確認をお願い

したいというふうなものがございまして、こういった技術的支援、助言を適切に行っているところがございます。

ともすれば、度々、書類の再提出を繰り返すことにもなりますので、公益法人におけるサービスの一環としまして、また業務効率の観点からもそういったお問合せに対しては丁寧に対応しているというふうに聞いてございます。

しかし、それをもって取引内容に影響を及ぼすとは考えておらず、事業としては適正に執行してきているものと認識しております。

#### 東条委員

皆様も御確認されましたけれども、職員は飽くまでも関わっていない、水増しとかそういう状況には関わっていないということでございましたので、その確認をさせていただきました。今後、これについてもまだまだ真相が疑問ですので、可能な限り調査をしていくべきだと思いますので、そのことをお伝えして質問を終わらせていただきます。

#### 梶原委員

私は、新ホール事業について、少しお伺いしたいと思います。

今、埋蔵文化財調査が進んでいると思うんですけども、その進展状況と埋蔵文化財については、旧徳島中央署までの範囲で、今やっている所以外でやる予定はあるのでしょうか。

#### 多田文化資源活用課長

ただいま梶原委員から、徳島文化芸術ホール（仮称）整備事業に伴いまして、旧徳島市立文化センター跡地の発掘調査の進展状況並びに今後の発掘調査の範囲について、2点御質問を頂きました。

まず、現在実施しております埋蔵文化財調査でございます。

この本調査を行うに当たって、あらかじめ遺構が存在する範囲、深さの状況を確認する必要があるということで、昨年、試掘調査を行い、江戸時代の遺構面であったり、陶磁器、瓦、蔵の礎石、石垣を確認したところでございます。

この試掘調査を踏まえまして、調査面積、地層等を積算した結果、表面積が約1,800平方メートル、地層の深さ約2メートルを4区画に分割して、2班体制で期間は1年程度で実施することといたしております。

現在の発掘調査の状況でございます。

4月につきましては準備期間ということで約1か月間、測量やプレハブ等の機材の搬入を行い、5月につきましては重機による表層の掘削を行いまして、5月下旬から4区画のうち2区画を対象といたしまして、作業員による掘削を開始したところでございます。今後、天候に左右される要素もございしますが、作業の進捗管理を徹底しながら、迅速かつ正確な発掘調査を実施してまいりたいと考えてございます。

2点目、今後の調査範囲、旧中央署でございますが、どこまで調査をするのかということでございます。

まず、発掘調査をするかどうかの必要性につきましては、事業予定地が埋蔵文化財を包

蔵する土地に該当する場合は、まず、試掘調査を行いまして、試掘調査の結果、遺構が確認されれば本調査、発掘調査を行います。埋蔵文化財を包蔵する土地とは、絵図や文献若しくは現地調査等に基づき、遺構が確認された場所又は所在すると思われる土地でございます。今回の旧徳島市立文化センター跡地につきましては、包蔵地に該当することから試掘を行った上、発掘調査の対象となりました。お尋ねの南側の県青少年センター、徳島市中央公民館、徳島市社会福祉センターにつきましては、これらの一部が埋蔵文化財包蔵地に該当してございますから、建物を解体した後に試掘調査を行い、遺構が確認されれば発掘調査を行うことになると思います。

旧中央署につきましては、包蔵地に該当しておりませんので、調査は対象外としてございます。

梶原委員

試掘をされて、どんどん出てきたら本格的な発掘調査になると思うんですが、確か、基本計画を見たら、2025年に開館予定だったのが2026年8月に開館が延びたということで、延びた理由はどうなんでしょうか。

内海文化・未来創造課長

徳島文化芸術ホール（仮称）のオープンの時期につきましての御質問でございます。

2025年度中の開館を目指すところでも申してきたところでもございまして、現実にはホールにつきましてもその時期に完成する予定というふうにしてございます。

御質問の2026年8月といいますのは、大ホールにつきましては、実際には完成してから、運営でありますとか、備品の搬入、習熟等で6か月程度を要することから、大ホール部分につきましては6か月ほど遅れて、8月頃に実際の運用が始まると考えております。

ただ、それ以外の使える部分につきましては、当初の予定どおり2025年度中のオープンを目指してまいりたいと考えております。

梶原委員

発掘調査が順調に進むことを願っております。

あと、旧文化センター跡地に杭が8本ぐらい残っていたと思うんですが、あの処理についてはどのような対応をされるのでしょうか。

内海文化・未来創造課長

旧文化センター跡地の杭についてでございます。

ホールの設計に当たりましては、地盤の不良化を防ぐという有用性に着目しまして、原則として既存杭を残置するとしております。

特に、旧文化センター跡地につきましては、引き抜きによる地盤の不良化が懸念される地域でありますことから、地盤改良の観点からも既存杭の有用性を取り入れた技術提案を今求めているところでございます。

ただ、その上で新たに杭を打つために、どうしても既存杭の引き抜きが必要となった場合は、既存杭を残置しないことも可能というふうにしております。

## 梶原委員

寺島川の跡地ということで、地盤が軟弱だということをお聞きしていますので、適切な対応をしていただきたいと思います。西新町の再開発の時も、当初の杭から更に深くやらないといけないということで、その当時建設資材の高騰とかもありまして、事業費が大幅に膨れて批判の的になったことがございます。

今回の県立ホールは、ホール整備費が206億円、あと青少年センターの解体が16億円で、埋蔵文化財調査が10億円ということで、今示されている金額の中で大きなぶれがあると西新町と同じように批判の的になるので、不測の事態になったとき、どのような契約の形になっているのか、その辺の見通しについて、お示しいただければと思います。

## 内海文化・未来創造課長

旧文化センター跡地の敷地につきましては、既存杭の有用性を取り入れた技術提案を今求めているところでございますが、具体的には、要求水準書に参考資料としまして、本敷地の地質調査データ等を添付するとともに、本敷地の場合は既存杭の引き抜きによる地盤の不良化が懸念される地域でもあることから、地盤改良の観点からも既存杭の有用性を取り入れた技術提案とすることと明記したところでございます。

杭の引き抜きに伴う費用につきましても、当初から地盤の状況を踏まえた予算を設定しているところから、委員が御懸念されておりますような大幅に事業費が膨れるようなことはないというふうに考えてございます。

なお、建設資材等の物価変動に伴う増額に対しましては、徳島県公共工事標準請負契約約款第26条におきまして、請負契約後の賃金水準又は物価水準の変動等によりまして、当初の請負代金が不適當になった場合における請負代金の変更について規定されてございます。今回の事業におきましても、該当する事態が生じた場合には適切に対応してまいりたいと考えております。

## 梶原委員

時間もあれなので、最後は要望で終わらせたいと思うんですけども、旧文化センターの大ホールの年間稼働率が6割くらいだったと思うんです。公立のホールはどこも経営が厳しくて、赤字になっているところが大変多い。今回、県立ホールもかなり大規模なホールですので、とにかく赤字の垂れ流しなど、将来的には絶対ならないように、ランニングコストも併せて厳しく運営計画を練ることが最重要だと考えておりますので、この辺は慎重に計画を練っていただきたいと思います。

今回、200億円を超える大きな事業ですので、県産材の利用、藍染め、和紙といった伝統工芸品がありますので、そういったものを積極的に活用して、地域経済と地元の企業さんにも十分恩恵が行くような取組をしていただきたいと思いますので、これは要望として出します。

## 井下委員長

午食のため、休憩いたします。（11時49分）

井下委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時01分）  
質疑をどうぞ。

東条委員

事前委員会の時も質問したんですけれども、青少年センターの機能移転事業の関係です。

徳島都市開発株式会社への随意契約の件で、会派に持ち帰って話をしましたら、やはり随意契約で7億円というのはいり得ないのではないかと問われたんですけれども、ほかの県で7億円くらい、もっと上というような事例というのはあるのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

青少年センターは今回随意契約の議案を提出させていただいておりますが、他の同様の事例についてでございます。

これは、都道府県レベルの事例ではございませんが、福岡県久留米市におきまして、街中への都市機能の導入を行いまして、商業の活性化、集客や回遊性の強化、利便性の向上等によりまして、中心市街地の活性化を推進しにぎわいの再生を図るため、商業施設の撤退後のビルの所有者でございます民間事業者が、商業を中心とした複合ビルとして再生を図る改修事業の実施に合わせまして、久留米市が公共公益施設、この場合は図書館、児童センター等を整備した事例がございます。

この事業につきましても、公共公益施設部分の整備費用につきましては久留米市が負担し、事業の実施につきましては民間事業者が行ってございます。

東条委員

普通は随意契約というのでは、後で調査に入れないということも聞いております。今回のこの契約に関しては、県が入札したと同じような扱いにさせていただいて、県も、調査も介入もできると、県のほうにきちんと報告をするということにさせていただくことは可能なんではないでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

今回のアミコビルの移転整備につきましては、おっしゃるとおり公平性、透明性の確保がやはり必要になってきますことから、移転事業のうち、青少年センターの各室の内装工事などにつきましては、徳島都市開発におきまして、アミコビル東館の再生整備、第2期工事といたしまして、施工業者の公募を行っているところと聞いております。施工業者の選定に当たりましては、外部の有識者、徳島市の職員に加えまして、徳島県の職員も参加するものとしておりまして、公平性、透明性が確実に確保されるよう、しっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

また、実際の事業の実施に当たりましては、徳島都市開発との仮契約におきまして、本事業は県が行う事業と同等であることの共通認識を確認しているところでございます。事

業の実施中、実施後につきましても、県がしっかりと事業内容のチェックをしてまいりたいと考えております。

東条委員

今後とも、透明性を発揮していただくようお願い申し上げます。

黒崎副委員長

私のほうから、何点か質問をしていきたいと思えます。

オリンピック・パラリンピックの事前キャンプということで徳島県が手を挙げまして、何箇所か、何種目かの競技を受け入れるということでした。

今日の資料で若干の変更があったというふうに聞いております。ただ、今回受入れをするということは、飽くまでホスト役に徹して、参加国の意に沿ったフォローをしっかりとしていくということが目的でございます。ホスト役というのはなかなか大変で、今回、コロナということもありましたので、内容がころころと変わってしまうという不確かさがありました。なかなか大変なことだったと思えます。

そんな中で、今朝も変更がございましたが、コロナ対策をしっかりととって、できれば地元との交流を何かの形でできるようなことも必要なのかな。やったという意義がそこにあるのかなと思ったりもしています。

現場がどうなるのか、どんなことになっていくのかということについては、まだまだ分からないところがあるんですが、それについて徳島県としてどのようにお考えになっているのかをまず聞きたいと思えます。

秋山スポーツ振興課長

黒崎副委員長から、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプのコロナ対策について、どのように考えているのかということで御質問いただいております。

7月上旬からいよいよ東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプが始まっていくわけなんですけれども、今回の事前キャンプの実施におきましては、副委員長がお話しのとおり新型コロナウイルス感染症対策を講じるのがまずは第一というふうに考えております。本会議におきましても、庄野議員から御質問いただいて御答弁させていただいたんですけれども、まずは選手団は、基本的には自国でワクチンを接種して、出発前に14日間の健康観察、2回のウイルス検査を受検して、更に日本入国時に空港での検査を受け来県するという形で予定されてございます。

また、事前キャンプにつきましては、期間中は毎日PCR検査を実施いたしますとともに、訪問先につきましては宿泊施設と練習施設だけに限定して専用車両で往復するという厳しい措置もとっております。宿泊場所におきましても、フロアの貸切り、供用施設の利用制限、直接県民の方と接触することがない形で実施を徹底しております。

副委員長がお話しのとおり、本来でありましたら、地元の方との交流を実施していきたいと考えておったわけなんですけれども、やはりこのような厳しい対策の中で、今回、代表選手と県民の方が直接触れ合う機会を設けることができませんけれども、まずは距離

を十分とった形での練習の見学やオンライン会議などの機器を使って対話をすることで、接触や接近を伴わないような交流を実現していきたいと考えております。

黒崎副委員長

2年前だったか、ジョージアがラグビー・ワールドカップで鳴門に来ました。あの時は、まさかこれだけの人間がと思うほどの方々が鳴門にやって来まして、市内問わず、県内一円のラグビーファンの子供たちを指導したということもありました。

今回は、そんなことは恐らく難しいと思います。ただ、競技人を目標にやっていこうと思っている子供たちにとって、世界大会、オリンピックに出られる選手の一挙一動はとても気になることをごさいますて、子供たちの将来の成長にも大きな糧になってくるんだろうなと思います。したがって、できるだけ密にならないというふうなコロナ対策をしっかりとって、何かの形で世界的レベルの人たちと子供たちを交流させてあげられればいいなと思います。これは飽くまで私の希望でございます。徳島に行ってキャンプをしてきたという思い出も選手のそれぞれにも持っていたきたいと思っておりますので、是非ともしっかりと対応していただきたいと思っております。

ただひたすら難しいことだなと思いつながらの話でございますが、よろしく願いいたします。

それと、あともう1点でございます。

朝からの記念オケの話で、一つ釈然としないことがあるんです。

そちらに質問を投げ掛けること自体が正しいのかどうなのか、それも分からないままの質問でございますが、そもそも議会が始まる前の議会運営委員会で、この話が出てまいりました。その時、私は判断する材料を持っていなかったもので、ひたすら黙って聞いておりました。

ただ、今回のこの話というのは、刑が10か月、執行猶予3年ということで、執行猶予がもう切れているということです。

そんな中で、この資料の請求をされた方が、どんな目的でこの資料の請求をされたのかということさえ分かっていないんです。それとあと、表にさらされる元被告人の人権をどのように我々が扱っていくのか、どんなことなのかということも全然分からない中の話でございます。一つ間違えたらえらいことになると思います。

例えば、被告の方の了解等が必要なのか。あるいは必要ってそもそも人権がそんなことで守れるのかなと思うところがあるんです。どうも私自身がこのところが釈然としないところでございます。

恐らく、使用目的をはっきりさせてくれというところが、要は、何人たりとも請求があれば資料は提出するということが1行あるという話でございますが、基本的には行政として元被告を守るという守秘義務は将来にわたって付いてくる話でありまして、そんな中で、どんな目的で貸し出されたのか、請求に応じたのか分からない状態でのこういうことは可能なのかなと、私自身が誠に釈然としないところがあります。

このことについて、質問で聞いていいものかどんなことか分かりませんが、例えば、私より専門的な方がたくさんおいでるので、そのあたりはどのように解釈すればよろしいのでしょうか。変な質問で申し訳ないですけど。

### 内海文化・未来創造課長

正に副委員長がおっしゃるとおり、この件につきましては、個別個別で判断されようかと思えますけれども、取扱いには十分注意しなければいけないと考えてございます。

そういうことで、我々としましても、こういうお話を少し耳にした時点で、適正に対応するために法務相談をさせていただきまして、先ほども御説明させていただいたとおりでございます。プライバシーといった面については、十分に配慮する必要があるかと考えております。

### 黒崎副委員長

ここでそれが正しい、間違っているという話にはならないと思えます。

私自身は、ただひたすら釈然としないなという思いでいっぱいでございますので、そういうスタンスで臨みたいと考えております。

### 井下委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま達田議員から、発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、達田議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり、1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

### 達田議員

時間を頂きましてありがとうございます。

私も、先ほどから質問がありました記念オケ事業に関してなんですけれども、本会議で発言をさせていただきましたのは、この刑事確定記録に関する問題なんですけれども、この刑事確定記録は、正当な理由があれば刑事裁判終結から3年を超えても検察庁における保管期間内であれば閲覧が認められるということと、そもそも刑事確定記録は裁判所や検察庁の事務に支障がない限り、何人も閲覧することができるということ、そして、もう一つは、いろいろな問題がありますけれども、関係者のプライバシーに配慮が必要と、今、黒崎副委員長がおっしゃいましたように、何でもかんでも公にしていけないものではないわけなんです。

しかし、今回は新聞報道されまして、問題となっているのは元政策参与の方の個人のプライバシーを問題にしているのではありません。県の事業がどうであったかというのを問題にしているわけなんです。元々県が出したお金がどのように使われてきたのかということが問題になっているわけなんです。

（「委員長，問題ちゃうんか，これは」と言う者あり）  
私の質問で指摘させていただいたんですけれども……

井下委員長

小休します。（13時18分）

井下委員長

再開します。（13時19分）

達田議員

先ほど、内海課長が答えられた内容と私が指摘した内容とほぼ同じ部分があるわけなんです。本会議で、閲覧期間である3年を超えて公開するという行為は明らかに法の趣旨に反するというをおっしゃったんですけれども、本会議であえてこういうことをおっしゃった理由を、もう一回よく分かるように説明していただけたらと思います。

加藤未来創生文化部次長

ただいま達田議員から、今回法務相談を行って、その旨の報告した件について、あと、お話の中で出てまいりました刑事訴訟法第53条第1項の、何人もといったあたりの解釈の話もございましたので、少しお話しさせていただけたらと思います。

法務相談でその件を相談した経緯でございます。

やはり厳正なる県議会の場で、理事者として法を遵守して対応するということは当然のことでございますので、そのために法務相談を行ったところでございます。報告内容は先ほどと同じでございますので省略いたしますが、そういった法的な問題があるというふうな見解がございましたので、そう認識し、その旨を議会に報告したということでございます。

もう1点、刑事訴訟法に関係したことでございます。

最高裁判所判例解説資料の中では、刑事訴訟法第53条第1項において、何人もという書き出しで、事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができるという形でございますが、この解説の中では、同法の立案の担当者としましては、刑事訴訟法第53号第1項は裁判の公開と同じ意味において、訴訟記録の保管者にその公開を義務付けているにとどまっており、個人の閲覧請求権を認めたものではないと解されるといった点。

もう1点、判例がございまして。

憲法第21条、いわゆる表現の自由、知る権利といったところでございますが、こちらが刑事確定訴訟記録の閲覧を権利として要求できることまでも認めたものではないことは、最高裁の判例の趣旨に照らして明らかであるといったことが記載されてございます。

こういった見解や判例が今回の事案にどのように適用されるかは、訴訟記録に関する法制度として、それらが訴訟制度、司法の制度そのものに関わるようなものであって、行政の担当としては判断が非常に難しいといったことがあります。そういったことで、法務相談は非常に重要であると考えているところでございます。

法務相談により、そういった見解を基に適切に対応しておるといったところで、こう

いった県議会での御論議を通じ、県民の皆様への説明責任を果たしているところでございます。

達田議員

今回、新聞報道で新たな疑惑というのを知ったわけですがけれども、これまでは説明されてこなかったことが入っているわけなんです。

それで、ちょっとお尋ねをしたいんですけども、先ほどもお尋ねがあったかと思うんですけども、事業費に係る見積り等の作成は必要な書式の記載方法などの助言や技術的支援は一般的な業務ですというようなことが本会議でも言われたわけなんです。この一般的な業務ということは、見積り、請求なんかについて、金額もきちんと記入して、それを請求者に送って印鑑を押してもらって提出してもらおうということが、一般的な業務として、どの事業であっても行っているということなんでしょうか。

井下委員長

小休します。（13時24分）

井下委員長

再開します。（13時25分）

達田議員

今、お尋ねしているのは、本会議で御答弁があったことなんです。この本会議の答弁の内容についてお尋ねもできないということになりますと、これは議会の言論を封殺してしまうということ……

（「ほら、変な言い方しよるぞ」と言う者あり）

委員会自体が弁論を封殺する、そういう場所になってしまうということで、非常に危惧をしております。

委員長がおっしゃっているのは、今いろいろな問題があるんだということをおっしゃっているんですけども、委員会で本会議の御答弁の内容も議論できないというようなことでおっしゃっているんでしょうか。

井下委員長

小休します。（13時26分）

井下委員長

再開します。（13時28分）

達田議員

本会議の質問に関しては、通告の時にちゃんと申し上げているはずなんです。誰がお聞きいただいていたんでしょうか。ちゃんとルールは守っていたはずなんです。その答弁に対して、今答えを求めているんですよ。答弁をこういうふうに頂きましたと。

いちいち、私がお聞きすることに違うやないかと言われますと、やっぱり言わさないようにさせとるんちゃうかなと思ってしまうわけですね。

井下委員長

小休します。（13時29分）

井下委員長

再開します。（13時33分）

達田議員

そうしましたら、先ほどもお尋ねをしたんですけれども、事業の在り方として、技術的支援や助言ということで、請求書あるいは見積書を県側が作成する、そして請求者にメール等でお送りして、印鑑を押して送ってもらうと。これが一般的な業務と本会議でおっしゃったんですけれども、ほかの業務でもこういうことをやっているということなんでしょうか。

内海文化・未来創造課長

技術的支援、助言についての御質問でございます。

一般的に、文化振興財団におきましては、業務を行う上で、文化団体、事業者からの申請書、報告書等様々な書類を提出いただくことがございます。これらの資料につきましては、作成の段階で数多くの問合せを頂くことがございますので、当然、書類の書き方がありますとか、間違いがないかとの確認といったものにつきましては、適切に行っているところでございます。

ともすれば、やはり書類の再提出を繰り返して、結果的に非常に効率が悪いということにもなりかねませんので、公益法人におけるサービスの一環として、また業務の効率の観点からも丁寧に対応しているところでございます。

達田議員

先ほどの御答弁で、上乘せ問題についてお尋ねがありましたときに、上乘せするという事は、この分が利益なんだということで認識を示されたんですけれども、こういうふうな書式の在り方というのは、これは一般的な業務としてやっておられるんでしょうか。

内海文化・未来創造課長

物品の購入、業務の受注に当たりまして、上乘せをしないというのは当然のことながらあり得ないというふうに考えています。やはり原価のままで販売すれば、経済として成り立たないこととなりますので、一定の率、額を上乘せしてくるのは通常の手法であると考えております。一般的に、事業者として利益となる金額相当をそれぞれの経費の上に算入してくるというのは、これも当然のことだと考えておまして、その利益につきましては、事業者が主体的に決定するものであると考えております。

また、それも事業の種別、内容、社会情勢等と様々な状況によって差異が生じるもので

はないかと考えおります。県や財団におきましては、今回の件に関しまして、開催経費に係る予算を積算をする段階において、過去の同規模の演奏会の実績を参考に計上しまして、さらに演奏会実施後も他県等との比較を行った結果、特に大きな差異がないということを確認したところでございまして、妥当な金額であったと認識しております。

達田議員

平成29年6月の委員会なんですけれども、とくしま記念オーケストラについて、県がこういうふうに言っているんです。東京などにある常設の楽団になると、多額の固定経費も必要になる。イベントごと、コンサートごとに楽団員を集める新たなスタイルでこうした楽団を結成したと。つまり安くするために作った楽団だということで説明されてきたんです。

しかし、何回も御答弁を聞きましたように、他県の事例も見まして、比較しても決して割高ではなかったという答えを何回もされてきたんですよね。割高ではなかったというのは当たり前なことだと思うんですけれども、もっともっと安くならなければいけなかったんじゃないかなって感じでしょうかということをして是非お尋ねしたいんです。どうしてほかの所と比べて割高ではなかったというふうな見解なのか。元々は安くするはずだったのではなかったんでしょうか。

内海文化・未来創造課長

経費についての御質問でございます。

とくしま記念オーケストラ事業につきましては、様々な芸術文化行事を実施するとともに、関係団体や民間事業者とのネットワークを有し、音楽事業実施に関する技術、ノウハウのある徳島県文化振興財団に音楽事業の運営をお願いするとともに、常設の楽団ではなく、演奏会の開催ごとに演奏家を集めて開催するこれまでにない徳島方式に挑戦したものでございます。これによりまして、東京、大阪等に出向かなければなかなか聴くことのできない、非常にレベルの高い演奏を県内において、かつ手頃な価格で御鑑賞いただき、本県における音楽文化の向上と裾野の拡大に大きな役割を果たしたものと考えてございます。こうした大きな効果を得る一方、演奏会経費につきましては、複数の県や楽団から契約上の守秘義務項目であり回答できないとできないと言われる中、演奏経費を聞き取り、本県の経費との比較検証を行い、高額でないことを確認し、報告させていただいたところでございます。

達田議員

つまり安くするはずだったんだけど、ほかと余り変わらなかったということなんです。元々はどれくらい安くするつもりだったんでしょうか。

内海文化・未来創造課長

繰り返しになって申し訳ありませんが、常設の楽団ではなく演奏会の開催ごとに演奏家を集めて開催することにしまして、事務局的功能を徳島県文化振興財団に持っていたいただいております。これによりまして、東京とか大阪といった非常に遠い所に出向かな

ければ聴けないようなレベルの演奏を県内において、かつ手頃な価格で県民の皆様に鑑賞いただけることができたというところに非常に大きなポイントがあるかと考えておりました。本県における音楽文化の向上と裾野の拡大に大きな役割を果たしたと考えております。

達田議員

上乘せ分ということで問題になっておりますけれども、これまでの議会で、平成29年以降2年間も議論してきた中では、こういうことは出てこなかったことなんですよ。これが幾ら上乘せ分にあったのかどうかということは、きちんと調べてもらわなければ分からないことなんです。

県民の税金の使い方の問題ですので、きちんと再調査をするべきと私は思うんですけれども、県のお考えを最後にお聞きして終わります。

内海文化・未来創造課長

事業におきましては、一般的に無料奉仕でもない限り、事業者として利益となる金額相当をそれぞれの経費の中に算入しているものと考えております。また、その利益につきましては、事業者が主体的に決定するものであり、事業の種別、内容、社会情勢等様々な状況によって差異が生じるものと考えております。

井下委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

未来創生文化部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、未来創生文化部関係の付託議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、第7号、第13号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第13号、とくしま記念オーケストラ事業に係る事務処理の疑惑解明を求める請願書及び請願第14号、とくしま記念オーケストラ関連のすべての事業について、あらゆる手立てを講じて徹底的に調査し、真相を解明することを求める請願書を審査いたします。

本件については、理事者から一括して説明していただいた後、一括してお諮りいたしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

上田未来創生文化部長

請願第13号及び第14号につきまして、御説明させていただきます。

請願では、とくしま記念オーケストラ関連事業に関して、事実関係の調査、報告を行うよう求められておりますが、この件に関しましては、本会議又は当委員会においても御答弁申し上げましたとおり、これまで平成29年6月以降、2年近くにわたり、またその後も県議会の皆様には様々な角度から御論議いただき、頂戴しました御質問や御指摘に対しましては、可能な限りの調査を行い、その都度御報告させていただくとともに、見直すべき点については直ちに直視すといった形で最大限の対応をとらせていただいていたところでございます。

どうぞよろしくお願いたします。

井下委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「不採択」と言う者あり）

井川委員

とくしま記念オーケストラ事業に関しては、県議会において、平成29年6月以降、私もその当時、総務委員長もさせていただきましたが、2年近くにわたり様々な角度から議論を行い、理事者においては可能な限りの調査を行い、その都度報告がなされるとともに、見直すべき点については直ちに直視すといった形で対応が図られてきたところでありま

す。そのような状況にあつて、今回の請願については報道がきっかけとしながらも、その内容は第三者が別の目的で閲覧、謄写した刑事確定訴訟記録が元になっていると考えられるところであり、専門家である弁護士の見解では、被告事件が終結した後、閲覧期限である3年を超えて公開するという行為は明らかに法の趣旨に反すること、検察庁の見解では、検察庁に申請のあった目的以外の使用は認めていないことが示されていることから、県議会としては、その法的な問題点を捉えて、これら二つの請願は不採択とすべきであると思

東条委員

私は、平成29年から2年間調査をしていただいたということは、県民に対しても良識があると思うんですが、それ以降、この新聞報道による状況というのは、やはりその当時とは違う証明があるということですので、刑事確定訴訟記録が手元に届くのであれば、それをしっかり見極めて、再度調査をすべきと思います。それで、県民の不安を払拭するようにはしていただけたらと思います。

井下委員長

それでは、意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

**【請願の審査結果】**

不採択とすべきもの（起立採決）

請願13号，請願14号

以上で、未来創生文化部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（13時56分）